

大分大学工学部教員選考規程

平成16年4月1日制定

第1条 大分大学工学部教員の選考は、国立大学法人大分大学教員選考規程（以下「法人教員選考規程」という。）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

第2条 法人教員選考規程第7条に定める調査書には、著書又は発表した論文を添付するものとする。

第3条 法人教員選考規程第8条に定める審査委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学部長
 - (2) 教員を任用する関係学科の教員 3人
 - (3) 他の学科の教員 1人
- 2 学科の新設に伴う教員選考の場合の審査委員会は、前項の規定にかかわらず、学部長及び任用予定者の選考分野に関連する学科の教員4人で組織する。

附 則（平成16年工学部規程第4号）
この規程は、平成16年4月1日から施行する。